

# 議 案 書

平成 2 8 年 9 月

第 3 回 定 例 会

松 山 市

目 次

議案番号	件 名	議決結果	ページ
認定 1	平成27年度松山市一般・特別会計決算の認定について		1
2	平成27年度松山市公営企業会計剰余金の処分及び決算の認定について		3
議案 93	平成28年度松山市一般会計補正予算（第2号）		5
94	平成28年度松山市競輪事業特別会計補正予算（第1号）		13
95	平成28年度松山市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）		15
96	平成28年度松山市道後温泉事業特別会計補正予算（第1号）		17
97	松山市市税賦課徴収条例等の一部改正について		19
98	松山市地域再生法に基づく認定事業者に対する固定資産税の不均一課税に関する条例の制定について		27
99	松山市里島 <sup>りとう</sup> 定住促進施設条例の一部改正について		31
100	松山市母子生活支援施設条例の一部改正について		33
101	松山市道後温泉事業施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について		35
102	工事請負契約の締結について（小栗団地・小栗寮耐震補強及び内外 部改造その他工事）		39
103	財産の取得について（梯子付消防自動車）		41
104	旧慣による市有財産の使用廃止について		43
105	市道路線の認定について		45

（追加提出予定分）

議案番号	件 名	議決結果	ページ
	教育長の任命に関し同意を求めることについて		
	教育委員会委員の任命に関し同意を求めることについて		
	固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについて		
	人権擁護委員候補者の推薦について		

認定第1号

平成28年9月2日提出

松山市長 野 志 克 仁

平成27年度松山市一般・特別会計決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成27年度松山市一般・特別会計決算を別冊のとおり認定に付する。

#### 提出書類

1. 平成27年度松山市一般・特別会計歳入歳出決算書
2. 平成27年度松山市一般・特別会計歳入歳出決算事項別明細書
3. 平成27年度松山市一般・特別会計実質収支に関する調書
4. 平成27年度松山市財産に関する調書
5. 平成27年度松山市一般・特別会計決算に係る主要な施策の成果説明書
6. 平成27年度松山市運用基金状況書
7. 平成27年度松山市各会計決算審査意見書  
平成27年度松山市各基金運用状況審査意見書

(参 照)

地方自治法 (抄)

(決 算)

#### 第233条

- 3 普通地方公共団体の長は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならない。
- 5 普通地方公共団体の長は、第3項の規定により決算を議会の認定に付するに当たっては、当該決算に係る会計年度における主要な施策の成果を説明する書類その他政令で定める書類を併せて提出しなければならない。

(基 金)

#### 第241条

- 5 第1項の規定により特定の目的のために定額の資金を運用するための基金を設けた場

合においては、普通地方公共団体の長は、毎会計年度、その運用の状況を示す書類を作成し、これを監査委員の審査に付し、その意見を付けて、第233条第5項の書類と併せて議会に提出しなければならない。

地方自治法施行令（抄）

（決算）

第166条

- 2 地方自治法第233条第1項及び第5項に規定する政令で定める書類は、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書とする。

認定第2号

平成28年9月2日提出

松山市長 野 志 克 仁

平成27年度松山市公営企業会計剰余金の処分及び決算の認定について

地方公営企業法第32条第2項及び第32条第3項の規定により、平成27年度松山市公営企業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書（案）及び欠損金処理計算書（案）のとおり処分し、併せて同法第30条第4項の規定により、平成27年度松山市公営企業会計決算を別冊のとおり認定に付する。

提出書類

1. 平成27年度松山市水道事業会計・簡易水道事業会計・工業用水道事業会計決算書
2. 平成27年度松山市公共下水道事業会計決算書
3. 平成27年度松山市公営企業会計決算審査意見書

（参 照）

地方公営企業法（抄）

（決 算）

第30条

- 4 地方公共団体の長は、第2項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定に付さなければならない。

（剰余金の処分等）

第32条

- 2 毎事業年度生じた利益の処分は、前項の規定による場合を除くほか、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。
- 3 毎事業年度生じた資本剰余金の処分は、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。

... ..  
... ..  
... ..

... ..  
... ..  
... ..

... ..  
... ..  
... ..

平成28年度松山市一般会計補正予算(第2号)

平成28年度松山市一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,708,270千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ184,953,097千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表地方債補正」による。

平成28年9月2日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正（松山市一般会計）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市税		62,400,000 千円	1,080,000 千円	63,480,000 千円
	1 市民税	27,679,000	500,000	28,179,000
	2 固定資産税	29,180,000	500,000	29,680,000
	3 軽自動車税	909,000	80,000	989,000
13 分担金及び負担金		1,452,380	16,618	1,468,998
	1 分担金	14,755	16,618	31,373
15 国庫支出金		40,223,658	144,032	40,367,690
	2 国庫補助金	7,440,708	144,032	7,584,740
16 県支出金		13,832,454	43,820	13,876,274
	2 県補助金	4,666,514	43,820	4,710,334
20 繰越金		900,000	220,945	1,120,945
	1 繰越金	900,000	220,945	1,120,945
21 諸収入		4,574,176	755	4,574,931
	4 雑入	1,896,245	755	1,897,000
22 市債		12,823,100	202,100	13,025,200
	1 市債	12,823,100	202,100	13,025,200
歳入	合計	183,244,827	1,708,270	184,953,097



歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		91,251,370 千円	66,600 千円	91,317,970 千円
	1 社会福祉費	39,050,473	66,600	39,117,073
4 衛生費		15,835,686	237,873	16,073,559
	2 保健所費	5,292,896	237,873	5,530,769
6 農林水産業費		2,796,863	541,643	3,338,506
	1 農業費	1,252,278	25,813	1,278,091
	2 農業土木費	761,146	505,289	1,266,435
7 商工費	3 林業費	170,332	10,541	180,873
		4,617,933	7,000	4,624,933
	1 商工費	3,487,752	7,000	3,494,752
8 土木費		17,664,876	782,288	18,447,164
	2 道路橋梁費	2,934,899	400,537	3,335,436
	3 河川費	951,604	248,000	1,199,604
	4 港湾費	259,841	102,691	362,532
	5 都市計画費	10,446,580	31,060	10,477,640
10 教育費		13,509,905	4,800	13,514,705
	2 小学校費	1,866,920	2,100	1,869,020
	3 中学校費	1,041,959	2,700	1,044,659

款	項	補正前の額	補正額	計
11 災害復旧費		60,900 千円	68,066 千円	128,966 千円
	4 農林水産施設災害復旧費	0	68,066	68,066
歳出	合計	183,244,827	1,708,270	184,953,097

第2表 債務負担行為補正（松山市一般会計）

1. 追加

事 項	期 間	限 度 額
埋立ごみ収集運搬委託	平成28年度～平成33年度	105,800 千円
資源化物収集運搬及び選別保管委託	平成28年度～平成33年度	3,481,700
道後温泉まちづくりアート事業	平成28年度～平成30年度	200,000

第3表 地方債補正（松山市一般会計）

1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農林土木施設災害復旧事業	千円  10,000	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 借入先 財務省、地方公共団体 金融機構その他</li> <li>2 借入方法 普通貸借又は証券発行の 方法による。</li> <li>3 借入時期 平成28年度。ただし工事 又は財政の都合により起債 額の全部若しくは一部を翌 年度に繰り越し借入れする ことができる。</li> </ol>	<p>年10% 以内</p> <p>(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 償還期限 40年以内(内据置5年以内)</li> <li>2 償還額及び財源 一般財源及び事業収入等により元 利均等又は元金均等償還する。ただ し必要に応じ繰上償還、償還期限の 短縮又は低利償に借換えすることが できる。</li> <li>3 財務省、地方公共団体金融機構 その他より借り入れられる場合において 前各号の償還の方法が借入先の融通 条件に抵触するときは、その融通条件 によることができる。</li> </ol>

2 変更

起債の目的	補正前			補正後				
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農林水産基盤整備事業	千円	<ol style="list-style-type: none"> <li>借入先 財務省、地方公共団体金融機構その他</li> <li>借入方法 普通貸借又は証券発行の方法による。</li> <li>借入時期 平成28年度。ただし工事又は財政の都合により起債額の全部若しくは一部を翌年度に繰り越し借入れることができる。</li> </ol>	年10% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れられる政府資金及び地方公共団体金融機構資金等について、利率の見直しを行った後に、当該見直し後の利率。)	<ol style="list-style-type: none"> <li>償還期限 40年以内(内据置5年以内)</li> <li>償還額及び財源 一般財源及び事業収入等により元利均等又は元金均等償還する。ただし必要に応じ繰上償還、償還期限の短縮又は低利償に借換えすることができ。</li> <li>財務省、地方公共団体金融機構その他より借り入れる場合において前各号の償還の方法が借入先の融通条件に抵触するときは、その融通条件によることできる。</li> </ol>	千円	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ
	30,000	同上	同上	同上	190,000	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ
港湾等建設事業	同上	同上	同上	同上	120,000	同上	同上	同上



議案第94号

平成28年度松山市競輪事業特別会計補正予算(第1号)

平成28年度松山市競輪事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為の補正)

第1条 債務負担行為の追加は、「第1表債務負担行為補正」による。

平成28年9月2日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 債務負担行為補正（松山市競輪事業特別会計）

1 追加

事 項	期 間	限 度 額
松山競輪開催に伴う競輪選手等への給食業務委託	平成28年度～平成33年度	180,000 千円



平成28年度松山市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

平成28年度松山市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ25,511千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45,654,311円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成28年9月2日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正（松山市介護保険事業特別会計）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		11,001,786 千円	25,511 千円	11,027,297 千円
	2 国庫補助金	2,860,253	25,511	2,885,764
歳入	合計	45,628,800	25,511	45,654,311

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		878,490 千円	25,511 千円	904,001 千円
	1 総務管理費	878,490	25,511	904,001
歳出	合計	45,628,800	25,511	45,654,311

平成28年度松山市道後温泉事業特別会計補正予算（第1号）

平成28年度松山市道後温泉事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ91,020千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,791,720千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成28年9月2日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正（松山市道後温泉事業特別会計）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 使用料及び手数料		526,925 千円	1,020 千円	527,945 千円
	1 使用料	519,925	1,020	520,945
4 繰入金		161,174	90,000	251,174
	2 基金繰入金	160,000	90,000	250,000
歳入	合計	1,700,700	91,020	1,791,720

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 温泉事業費		1,697,353 千円	91,020 千円	1,788,373 千円
	1 温泉事業費	1,697,353	91,020	1,788,373
歳出	合計	1,700,700	91,020	1,791,720

平成28年9月2日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市市税賦課徴収条例等の一部改正について

松山市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

(松山市市税賦課徴収条例の一部改正)

第1条 松山市市税賦課徴収条例(昭和25年条例第25号)の一部を次のように改正する。

第13条中「以下第1号及び第2号」を「第1号、第2号及び第5号」に、「当該各号に掲げる」を「第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの」に改め、同条第2号中「第33条の6第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。)、」を削り、同条第3号中「第33条の6第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)、」を削り、同条に次の2号を加える。

(5) 第33条の6第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。)に係る税額(次号に掲げるものを除く。)

当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日

(6) 第33条の6第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日

第33条の6第3項及び第4項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合で」を「場合において、」に改め、同条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があつたとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。))が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出

により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限）の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間

(2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書を提出した日（法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限）までの期間

第33条の8第2項中「についても」を「がある場合には、」に、「によるものとする。なお」を「とし」に、「ときは」を「場合には」に改め、同条第3項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合にあつては」を「場合には」に改め、「受けたこと」の次に「。次項第2号において同じ。」を加え、同条に次の1項を加える。

4 第2項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があつたとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）に

については、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の15の5第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限）の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間

(2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書に係る更正の通知をした日までの期間

附則第3条の4及び第3条の5を次のように改める。

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）

第3条の4 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第27条の3の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

#### 第3条の5 削除

附則第7条の4第1項中「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第2項第1号中「第7条の4第1項」を「第7条の4の2第1項」に改め、同項第2号中「、附則第3条の6第1項、附則第3条の6の3第1項及び附則第3条の6の4第1項」を「並びに附則第3条の6第1項、第3条の6の3第1項及び第3条の6の4第1項」に、「第7条の4第1項」を「第7条の4の2第1項」に改め、同項第3号中「第7条の4第1項」を「第7条の4の2第1項」に、「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）」に、「特定給付補てん金」を「特定給付補填金」に改め、同項第4号中「第7条の4第1項」を「第7条の4の2第1項」に改め、同条第3項中「第27条及び」

を「同条及び」に、「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第5項第1号中「第7条の4第3項」を「第7条の4の2第3項後段」に改め、同項第2号中「、附則第3条の6第1項、附則第3条の6の3第1項及び附則第3条の6の4第1項」を「並びに附則第3条の6第1項、第3条の6の3第1項及び第3条の6の4第1項」に、「第7条の4第3項」を「第7条の4の2第3項後段」に改め、「、第27条の9第1項中「第27条第4項」とあるのは「附則第7条の4第4項」と」を削り、同項第3号中「第7条の4第3項」を「第7条の4の2第3項後段」に、「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）」に、「又は配当所得」を「若しくは配当所得」に改め、同項第4号中「第7条の4第3項」を「第7条の4の2第3項後段」に改め、同条第6項中「第7条の4第3項」を「第7条の4の2第3項前段」に改め、同条を附則第7条の4の2とし、附則第7条の3の次に次の1条を加える。

（特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）

第7条の4 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第8条第2項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第2項に規定する特例適用利子等については、第27条及び第27条の4の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第2項（外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この項において「特例適用利子等の額」という。）に対し、特例適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第27条の3の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第27条の3の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第7条の4第1項に規定する特例適用利子等の額」とする。
- (2) 第27条の6から第27条の8まで、第27条の9第1項並びに附則第3条の6第1項、第3条の6の3第1項及び第3条の6の4第1項の規定の適用については、



第27条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第7条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の7第1項前段、第27条の8、第27条の9第1項並びに附則第3条の6第1項、第3条の6の3第1項及び第3条の6の4第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第7条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第7条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第28条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第7条の4第1項に規定する特例適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第10項（同法第11条第8項及び第15条第14項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額、同法第7条第12項（同法第11条第9項及び第15条第15項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第7条第16項（同法第11条第11項及び第15条第17項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同法第7条第18項（同法第11条第12項及び第15条第18項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。

(4) 附則第3条の3の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第7条の4第1項に規定する特例適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第7条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第3項に規定する特例適用配当等（次項において「特例適用配当等」という。）については、第27条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条及び第27条の4の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第4項（外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及

び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この項において「特例適用配当等の額」という。)に対し、特例適用配当等の額(第5項第1号の規定により読み替えられた第27条の3の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第29条の2第1項の規定による申告書(その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものに限り、その時までに提出された第29条の3第1項に規定する確定申告書を含む。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第27条の3の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第7条の4第3項後段に規定する特例適用配当等の額」とする。

(2) 第27条の6から第27条の8まで、第27条の9第1項並びに附則第3条の6第1項、第3条の6の3第1項及び第3条の6の4第1項の規定の適用については、第27条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第7条の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の7第1項前段、第27条の8、第27条の9第1項並びに附則第3条の6第1項、第3条の6の3第1項及び第3条の6の4第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第7条の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第7条の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第28条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第7条の4第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第7条第14項(同法第11条第10項及び第15条第16項において準用する場合を含む。)に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子

所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。

- (4) 附則第3条の3の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第7条の4第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第7条の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則中第7条の4の5を第7条の4の3とし、第7条の4の6を第7条の4の4とする。

附則第9条の3（見出しを含む。）中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第12条の3第8項第5号中「費用」の次に「及び令附則第12条第36項に規定する補助金等」を加える。

（松山市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 松山市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例（平成27年条例第31号）の一部を次のように改正する。

付則第5条第7項の表中「第33条の6第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）」を削る。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成29年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中松山市市税賦課徴収条例附則第9条の3及び第12条の3第8項第5号の改正規定 公布の日
- (2) 第1条中松山市市税賦課徴収条例附則第3条の4及び第3条の5の改正規定並びに次条第1項の規定 平成30年1月1日

（市民税に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の松山市市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）附則第3条の4の規定は、平成30年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

2 新条例附則第7条の4の規定は、施行日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号

）第 8 条第 2 項に規定する特例適用利子等，同法第 1 2 条第 5 項に規定する特例適用利子等若しくは同法第 1 6 条第 2 項に規定する特例適用利子等又は同法第 8 条第 4 項に規定する特例適用配当等，同法第 1 2 条第 6 項に規定する特例適用配当等若しくは同法第 1 6 条第 3 項に規定する特例適用配当等に係る個人の市民税について適用する。

3 新条例第 3 3 条の 6 第 5 項及び第 3 3 条の 8 第 4 項の規定は，施行日以後に新条例第 3 3 条の 6 第 3 項又は第 3 3 条の 8 第 2 項に規定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

(提案理由)

地方税法等の改正に伴い，法人市民税の延滞金に係る控除期間の拡大等を行うため，本案を提出する。

平成28年9月2日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市地域再生法に基づく認定事業者に対する固定資産税の不均一課税に関する条例の制定について

松山市地域再生法に基づく認定事業者に対する固定資産税の不均一課税に関する条例を次のように定める。

記

松山市地域再生法に基づく認定事業者に対する固定資産税の不均一課税に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第2項の規定に基づき、地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）第8条第1項の認定地域再生計画に記載されている法第5条第4項第5号の地方活力向上地域内において、法第17条の2第6項の認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って同号の特定業務施設（以下この条及び次条において「特定業務施設」という。）を新設し、又は増設した法第17条の2第4項の認定事業者（次条において「認定事業者」という。）に対し、当該特定業務施設の用に供する家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地に対して課する固定資産税に係る不均一の課税をすることにより、本市経済の発展及び雇用機会の創出に寄与することを目的とする。

(固定資産税の不均一課税)

第2条 平成28年3月23日から平成30年3月31日までの間に法第17条の2第3項の規定により同条第1項の地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けた認定事業者であつて、当該認定を受けた日から起算して同日の翌日以後2年を経過する日（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日）までの間に、特定業務施設の用に供する減価償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。）で取得価額の合計額が3,800万円（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第10条第6項

第4号の中小事業者、同法第42条の4第6項第4号の中小企業者及び同法第68条の9第6項第4号の中小連結法人にあつては、1,900万円)以上のもの(以下この条において「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者については、当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地(平成28年3月23日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税の税率は、松山市市税賦課徴収条例(昭和25年条例第25号。以下この条において「条例」という。)第43条の2の規定にかかわらず、特別償却設備に対して最初に固定資産税を課すべきこととなる年度(以下この条及び次条において「初年度」という。)以後3箇年度に限り、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める率とする。

(1) 法第17条の2第1項第1号に掲げる事業 条例第43条の2の税率に、次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ、同表の右欄に定める率を乗じて得た率

年 度	率
初年度	0
第2年度(初年度の翌年度をいう。以下この表及び次号の表において同じ。)	4分の1
第3年度(第2年度の翌年度をいう。次号の表において同じ。)	4分の2

(2) 法第17条の2第1項第2号に掲げる事業 条例第43条の2の税率に、次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ、同表の右欄に定める率を乗じて得た率

年 度	率
初年度	0
第2年度	3分の1
第3年度	3分の2

(不均一課税の申請等)

第3条 前条の規定による固定資産税の不均一課税(次項及び次条において「不均一課税」という。)の適用を受けようとする者は、初年度の初日の属する年の1月31日までに、市長に申請しなければならない。

2 不均一課税の適用を受けた者は、前項の規定による申請の内容に変更があつたときは、速やかにその変更内容を市長に届け出なければならない。

(不均一課税の取消し)

第4条 市長は、不均一課税の適用を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該不均一課税を取り消すことができる。

- (1) 不均一課税の要件に該当しなくなったとき。
- (2) 偽りその他不正の行為により不均一課税の適用を受けたとき。
- (3) 市税を滞納したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が不均一課税を取り消す必要があると認めたとき。

(規則への委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、平成29年度分の固定資産税から適用する。

(提案理由)

地域再生法の改正に伴い、固定資産税の不均一課税を実施するため、本案を提出する。





平成28年9月2日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市里島定住促進施設条例の一部改正について  
 松山市里島定住促進施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市里島定住促進施設条例の一部を改正する条例  
 松山市里島定住促進施設条例（平成27年条例第5号）の一部を次のように改正する。  
 第2条の表に次のように加える。

興居島体験滞在型交流施設	松山市由良町873番地1
--------------	--------------

別表第1に次のように加える。

興居島体験滞在型交流施設	3年間
--------------	-----

別表第2に次のように加える。

興居島体験滞在型交流施設	1LDKタイプ	38,000円
--------------	---------	---------

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の第2条の表に掲げる興居島体験滞在型交流施設の使用許可の申請その他当該施設を運営するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（提案理由）

興居島に里島定住促進施設を設置するため、本案を提出する。



議案第100号

平成28年9月2日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市母子生活支援施設条例の一部改正について

松山市母子生活支援施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市母子生活支援施設条例の一部を改正する条例

第1条 松山市母子生活支援施設条例（平成10年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「小栗七丁目1番32号」を「土居田町58番地1」に改める。

第2条 松山市母子生活支援施設条例の一部を次のように改正する。

第2条の表中「土居田町58番地1」を「小栗七丁目1番32号」に改める。

付 則

この条例中第1条の規定は平成28年10月1日から、第2条の規定は同日から起算して1年6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（提案理由）

小栗寮の改修工事に伴い、仮移転するため、本案を提出する。



平成28年9月2日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市道後温泉事業施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

松山市道後温泉事業施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市道後温泉事業施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

松山市道後温泉事業施設の設置及び管理に関する条例（平成17年条例第17号）の一部を次のように改正する。

目次中「第28条」を「第31条」に、「第29条」を「第32条」に改める。

第2条第1号中「神の湯」の次に「、道後温泉別館」を加える。

第3条の表中「

椿の湯
-----

」を「

道後温泉別館
椿の湯

」に改める。

第29条を第32条とし、第5章中第28条を第31条とし、第27条の次に次の3条を加える。

（指定管理者）

第28条 市長は、道後温泉事業施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に道後温泉事業施設の管理を行わせることができる。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第29条 前条の規定により指定管理者に道後温泉事業施設（駐車場を除く。以下同じ。）の管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、道後温泉事業施設の維持管理に関する業務その他市長が必要と認める業務とする。

2 前項の場合における第4条第2項の適用については、同項中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

（指定管理者が行う管理の基準）

第30条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところに従い、適

正に道後温泉事業施設の管理を行わなければならない。

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

区 分		大 人	小 人	備 考
霊の湯	3階個室	1,550円	770円	1 1入浴券は、1人1回分とする。 2 利用時間は、規則で定める。 3 大人は12歳以上の者とし、小人は2歳以上12歳未満の者とする。
	2階一般席	1,250円	620円	
神の湯	2階一般席	840円	420円	4 2歳未満の者は、無料とする。 5 回数券は11枚つづりとし、金額は1入浴券10枚分相当額とする。ただし、3階個室の回数券は、発行しない。 6 神の湯を20人以上で使用する場合は、団体扱いとする。この場合における割引率は、当該団体が20人以上99人以下のときは2割、100人以上のときは3割とする。 7 割引後の使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。 8 霊の湯の入浴券を購入した者は、又新殿を観覧することができる。
	階下	410円	160円	
道後温泉別館	2階特別浴室	2,000円に、1人当たり、大人1,650円、小人820円を加えた額		1 1入浴券は、1人1回分とする。ただし、2階特別浴室の1入浴券は、1組1回分とする。 2 利用時間は、規則で定める。 3 大人は12歳以上の者とし、小人は2歳以上12歳未満の者とする。 4 2歳未満の者は、無料とする。
	2階個室	1,650円	820円	
	2階大広間	1,250円	620円	
	1階浴室	600円	300円	
樺の湯		統制額の大人の入浴料金	統制額の中人の入浴料金	5 回数券は11枚つづりとし、金額は1入浴券10枚分相当額とする。ただし、2階特別浴室及び

	<p>2階個室の回数券は、発行しない。</p> <p>6 2階大広間，1階浴室又は椿の湯を20人以上で使用する場合は，団体扱いとする。この場合における割引率は，3割以下で規則で定める。</p> <p>7 割引後の使用料の額に10円未満の端数が生じたときは，その端数を切り捨てる。</p>
--	---

付 則

この条例は，公布の日から起算して1年3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(提案理由)

道後温泉別館を設置するとともに，道後温泉事業施設の管理を指定管理者に行わせるため，本案を提出する。





平成28年9月2日提出

松山市長 野 志 克 仁

工事請負契約の締結について

(小栗団地・小栗寮耐震補強及び内外部改造その他工事)

次のとおり工事請負契約を締結する。

記

1. 工 事 名 小栗団地・小栗寮耐震補強及び内外部改造その他工事
2. 施工場所 松山市小栗7丁目1番32号
3. 内 容 小栗団地・小栗寮 鉄筋コンクリート造 4階建て  
延べ面積2,615.68㎡  
(小栗団地1,204.16㎡, 小栗寮1,411.52㎡)  
耐震ブレース設置 1式  
耐震壁設置 1式  
耐震スリット設置 1式  
外壁・塗装改修工事 1式  
防水改修工事 1式  
内外部改造工事 1式  
エレベーター新設工事 1式  
物置新設工事 1式  
自転車置場新設工事 1式  
駐車場整備工事 1式  
解体工事 1式
4. 請 負 人 松山市古川北1丁目24番18号  
山本建設株式会社  
代表取締役 山本 太平
5. 請負金額 4億446万円
6. 契約方法 一般競争入札

(提案理由)

本件は、予定価格1億8,000万円以上の工事の請負契約であるから、条例の定めるところにより請負契約の締結について議会の議決を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(抄)

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億8,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

平成28年9月2日提出

松山市長 野 志 克 仁

財産の取得について（梯子付消防自動車）

次のとおり財産を取得するものとする。

記

1. 取得財産

梯子付消防自動車 1台

2. 取得価格

1億9,483万2千円

3. 契約の相手方

松山市大手町一丁目10番地1

株式会社 岩本商会

代表取締役 仙波 誉子

4. 契約方法

指名競争入札

（提案理由）

本件は、予定価格6,000万円以上の物品購入契約であるから、条例の定めるところにより物品購入契約の締結について、議会の議決を求めるため、本案を提出する。

（参 照）

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抄）

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第3条 法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格6,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。



平成28年9月2日提出

松山市長 野 志 克 仁

旧慣による市有財産の使用廃止について

旧来の慣行により使用している市有財産について、その旧慣を次のとおり廃止する。

記

廃止する財産の所在地、地目及び地積

1. 所在地 松山市森松町724番
2. 地 目 溜池
3. 地 積 99平方メートル

(提案理由)

本件溜池は、長年受益者もなく、水を溜める機能を現に喪失しているとともに、今後も溜池として利用する見込みがないため、地方自治法第238条の6の規定に基づき旧慣使用权を廃止するため、本案を提出する。

(参 照)

地方自治法(抄)

(旧慣による公有財産の使用)

第238条の6 旧来の慣行により市町村の住民中特に公有財産を使用する権利を有する者があるときは、その旧慣による。その旧慣を変更し、又は廃止しようとするときは、市町村の議会の議決を経なければならない。



平成28年9月2日提出

松山市長 野 志 克 仁

## 市道路線の認定について

## 1. 次の路線を市道に認定する。

図面 番号	路 線 名	起 点	終 点	重要な経過地
1	市道 雄郡 196号線	土居田町	土居田町	
2	市道 雄郡 197号線	竹原四丁目	竹原四丁目	
3	市道 雄郡 198号線	土居田町	土居田町	
4	市道 素鷲 181号線	中村一丁目	中村一丁目	
5	市道 生石 280号線	久保田町	久保田町	
6	市道 垣生 190号線	西垣生町	西垣生町	
7	市道 垣生 191号線	東垣生町	東垣生町	
8	市道 久枝 269号線	安城寺町	安城寺町	
9	市道 久枝 270号線	久万ノ台	久万ノ台	
10	市道 久枝 271号線	西長戸町	西長戸町	
11	市道 石井 502号線	今在家三丁目	今在家三丁目	
12	市道 石井 503号線	和泉南四丁目	和泉南四丁目	
13	市道 石井 504号線	今在家一丁目	今在家一丁目	
14	市道 石井 505号線	和泉南一丁目	和泉南一丁目	
15	市道 石井 506号線	和泉南一丁目	和泉南一丁目	

(提案理由)

図面番号第1～15号の路線は、都市計画法第29条の規定による開発行為の許可に基づき建設され、同法第39条の規定に伴い本市に帰属された道路を市道に認定するため、道路法第8条の規定により、本案を提出する。

(参 照)

都市計画法(抄)

(開発行為の許可)

第29条 都市計画区域又は準都市計画区域内において開発行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市又は同法第252条の22第1項の中核市(以下「指定都市等」という。))の区域内にあつては、当該指定都市等の長。以下この節において同じ。)の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる開発行為については、この限りでない。

(開発行為等により設置された公共施設の管理)

第39条 開発許可を受けた開発行為又は開発行為に関する工事により公共施設が設置されたときは、その公共施設は、第36条第3項の公告の日の翌日において、その公共施設の存する市町村の管理に属するものとする。ただし、他の法律に基づく管理者が別にあり、又は第32条第2項の協議により管理者について別段の定めをしたときは、それらの者の管理に属するものとする。

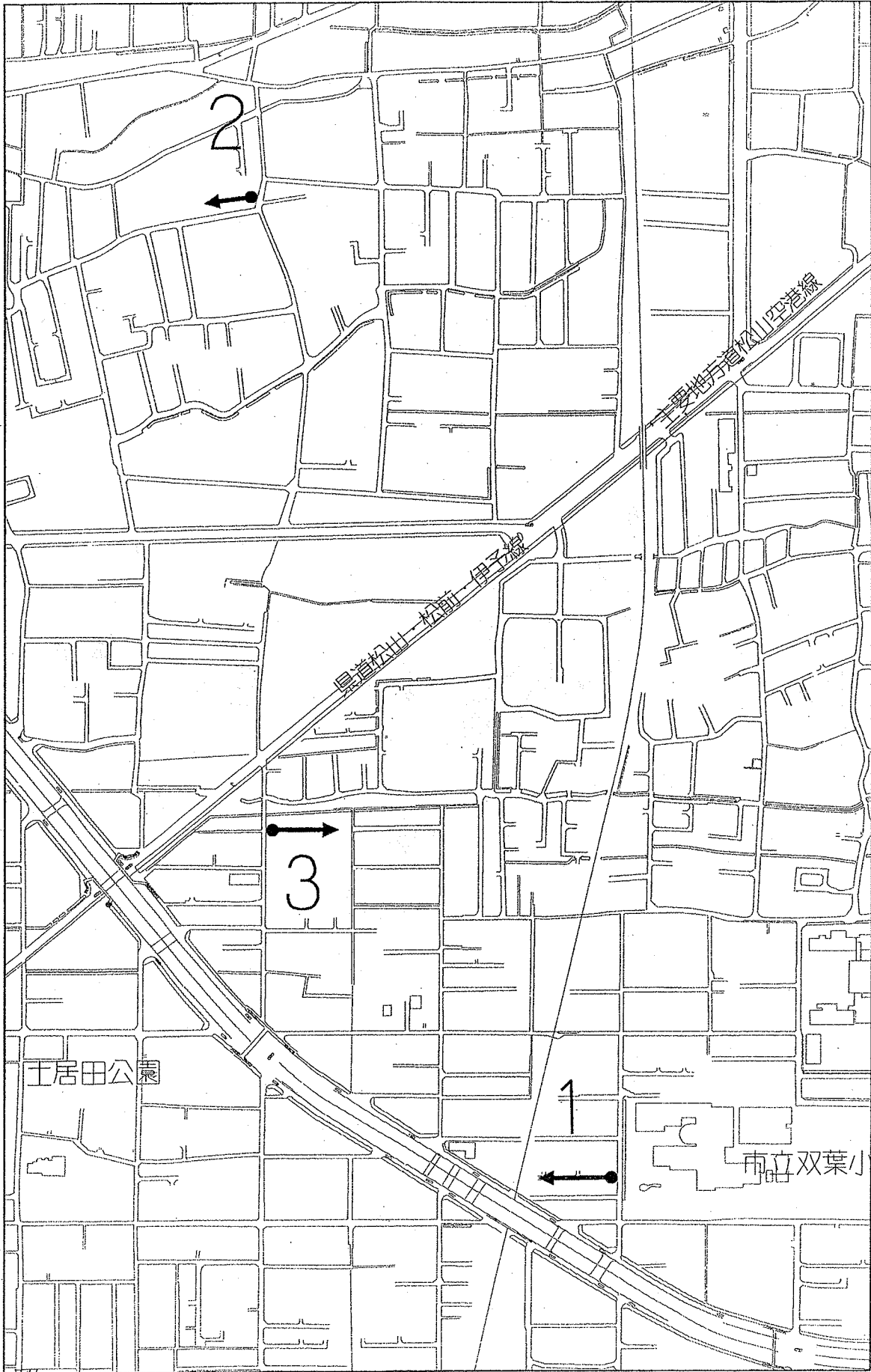
道路法(抄)

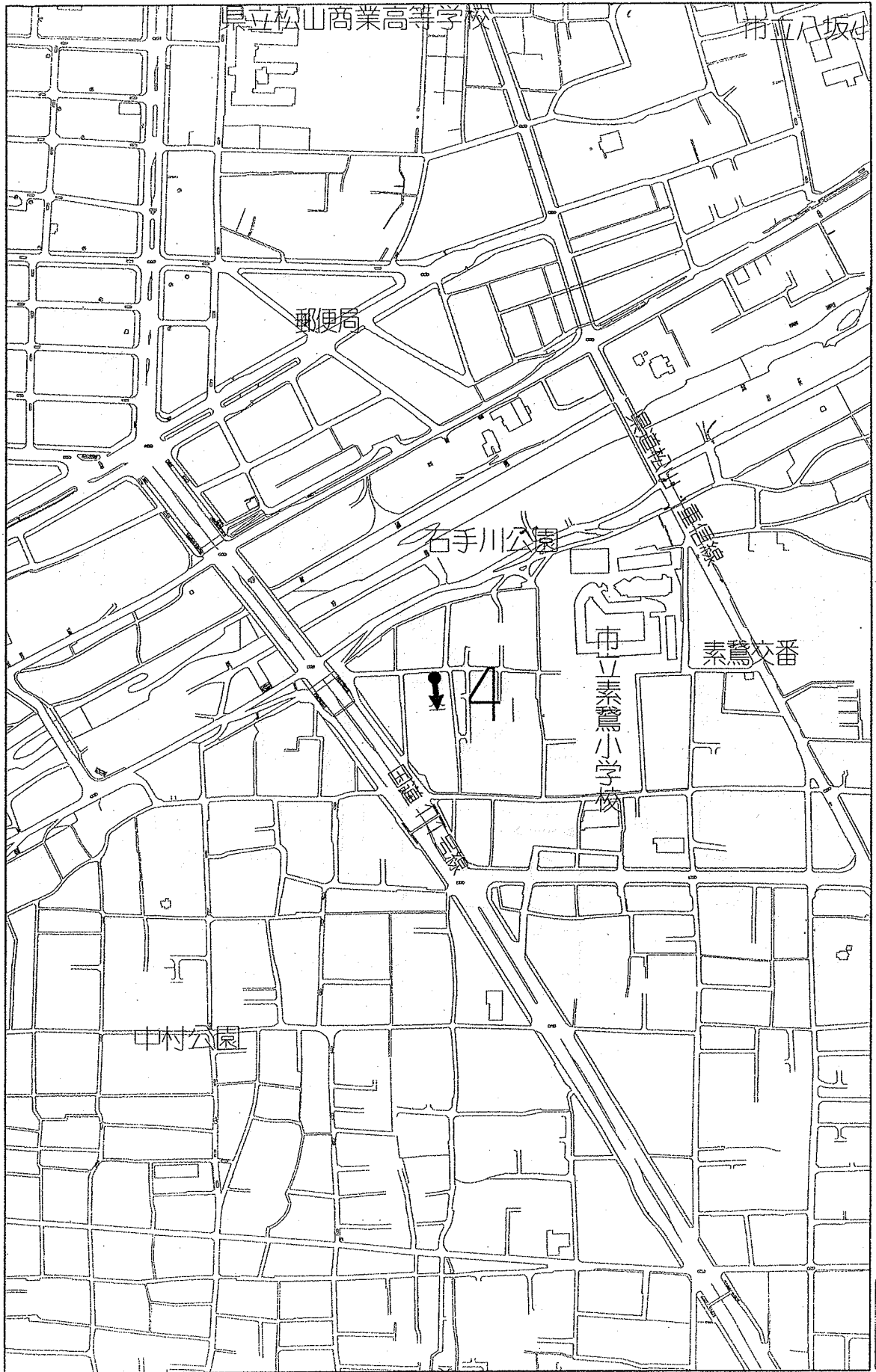
(市町村道の意義及びその路線の認定)

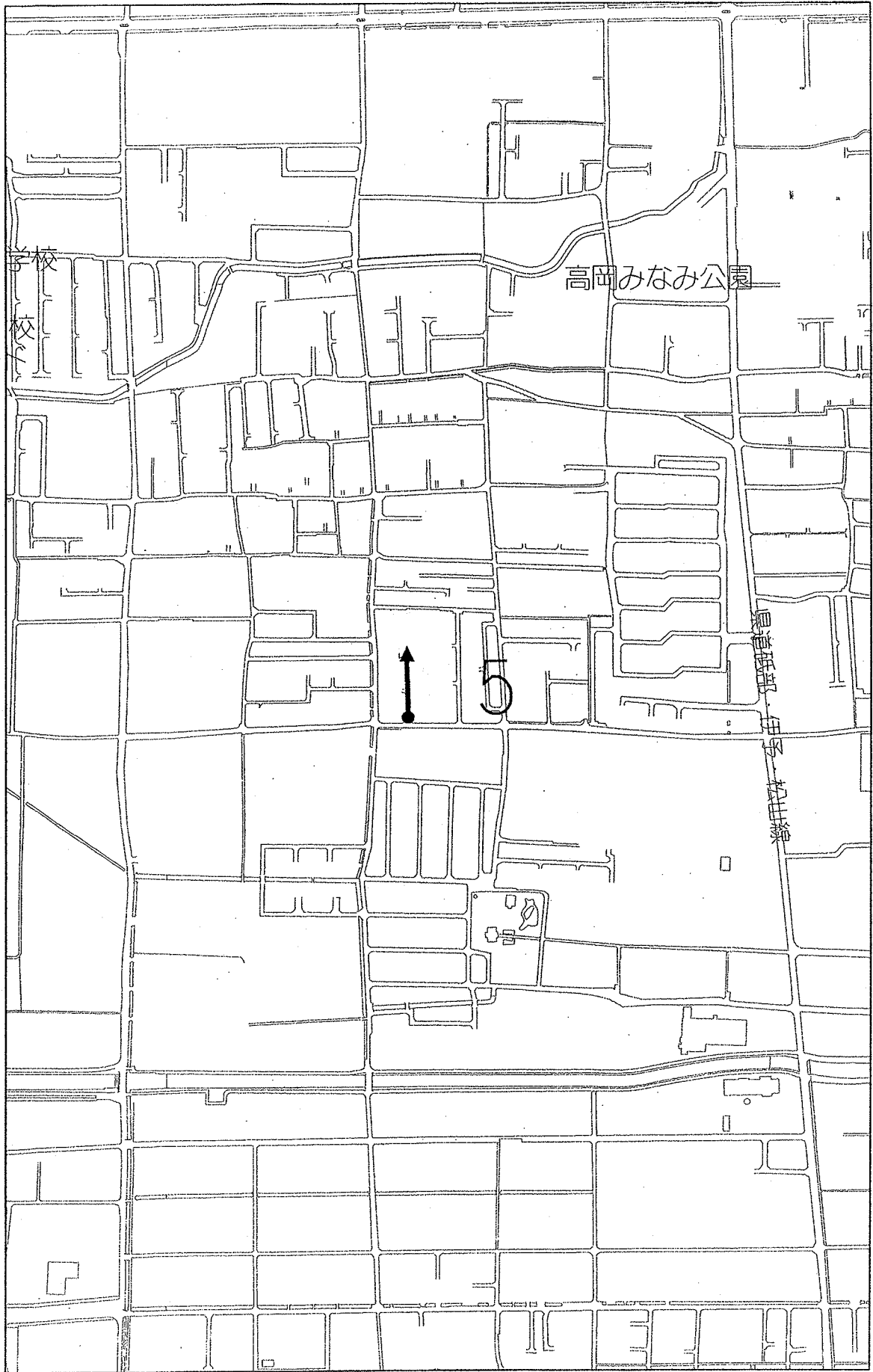
第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

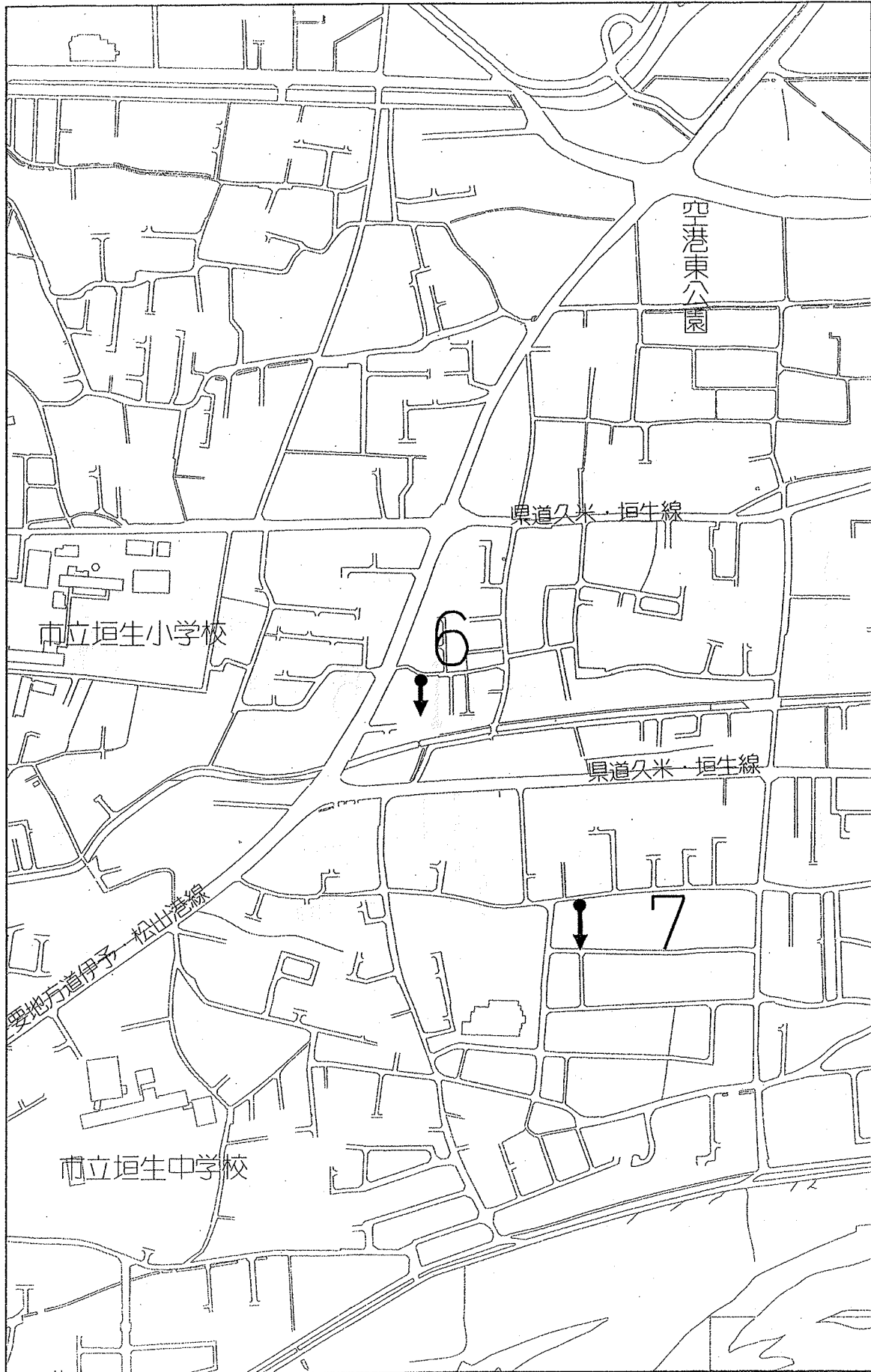




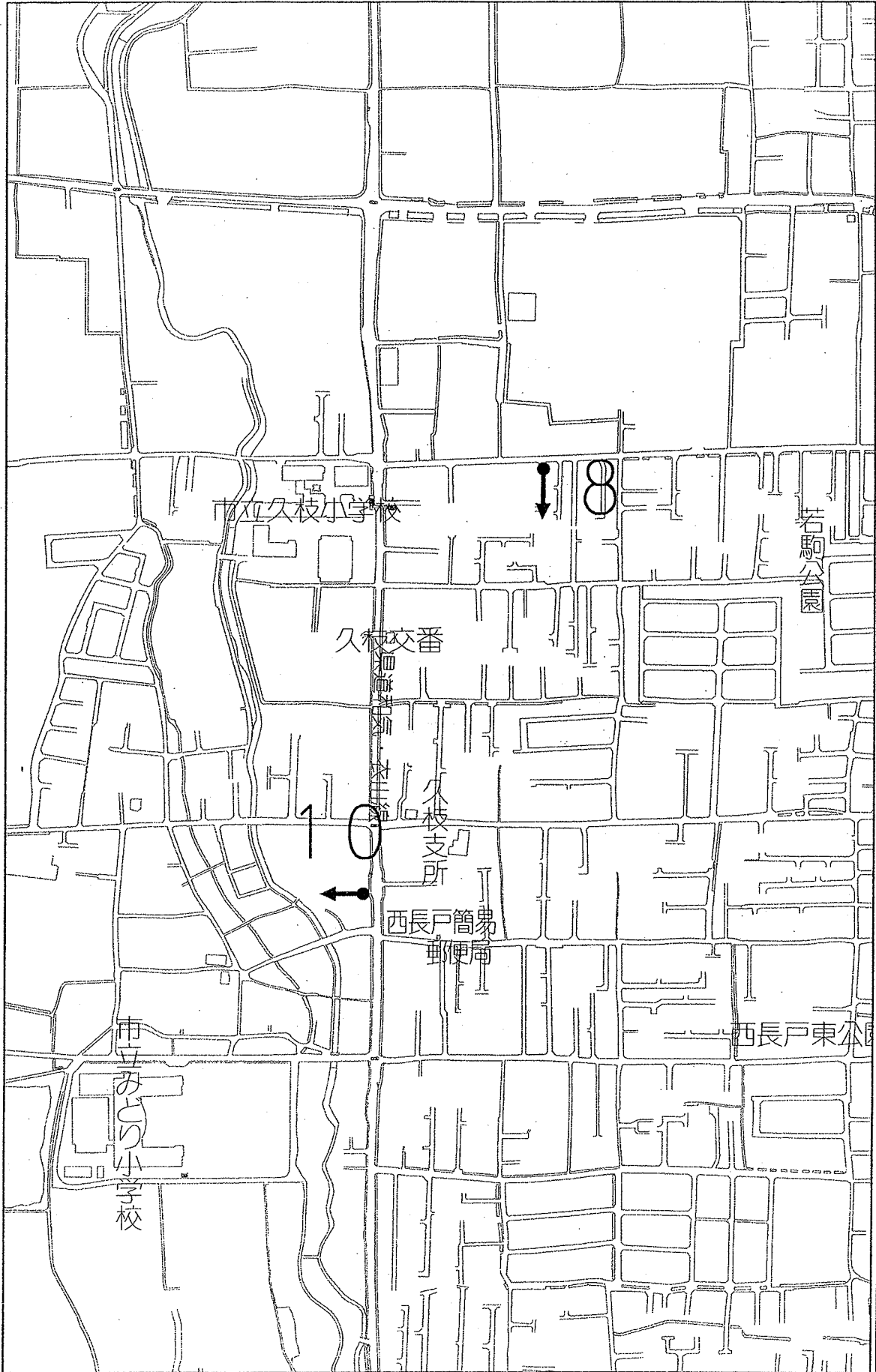




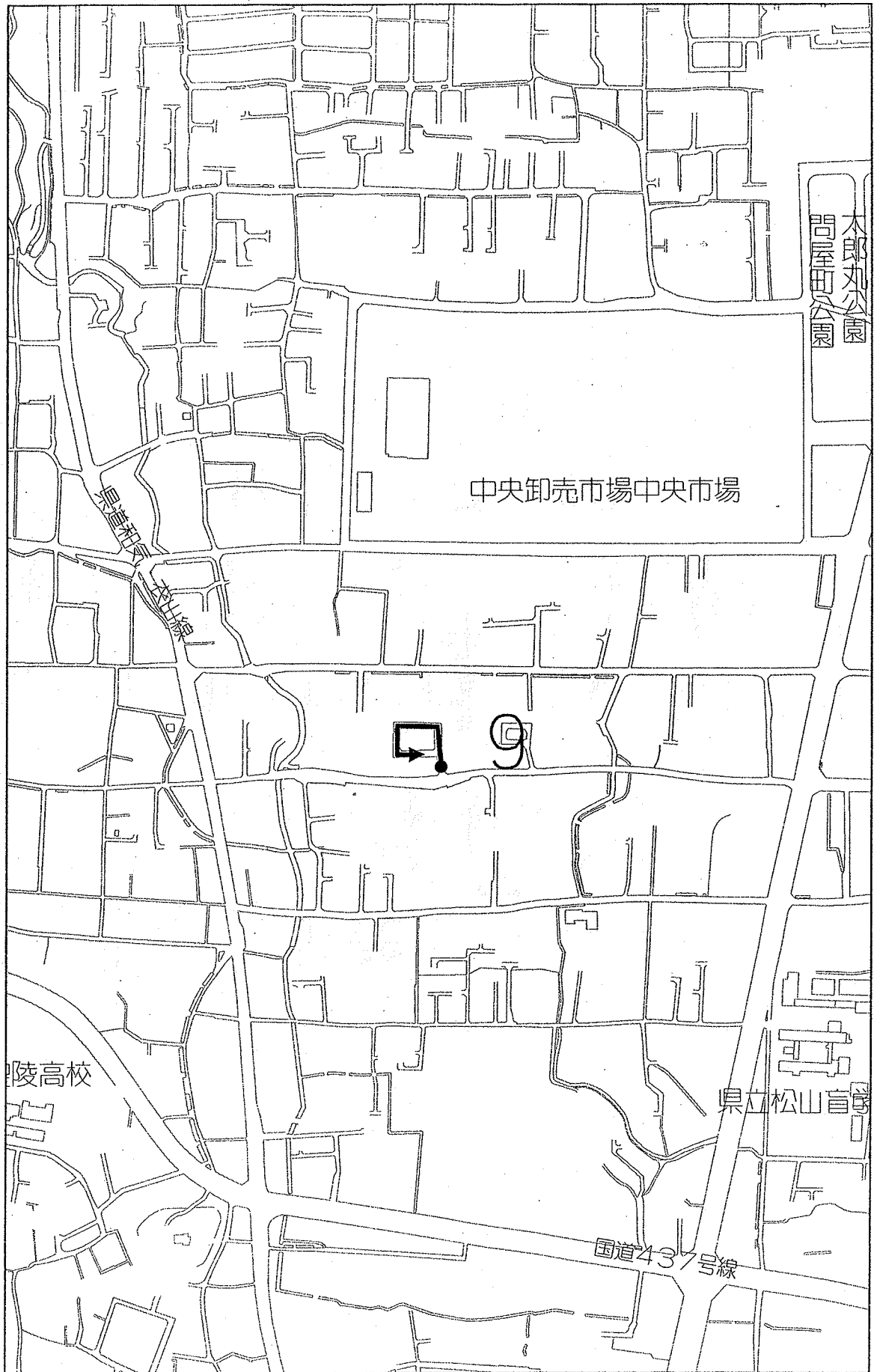
● 起点  
← 終点

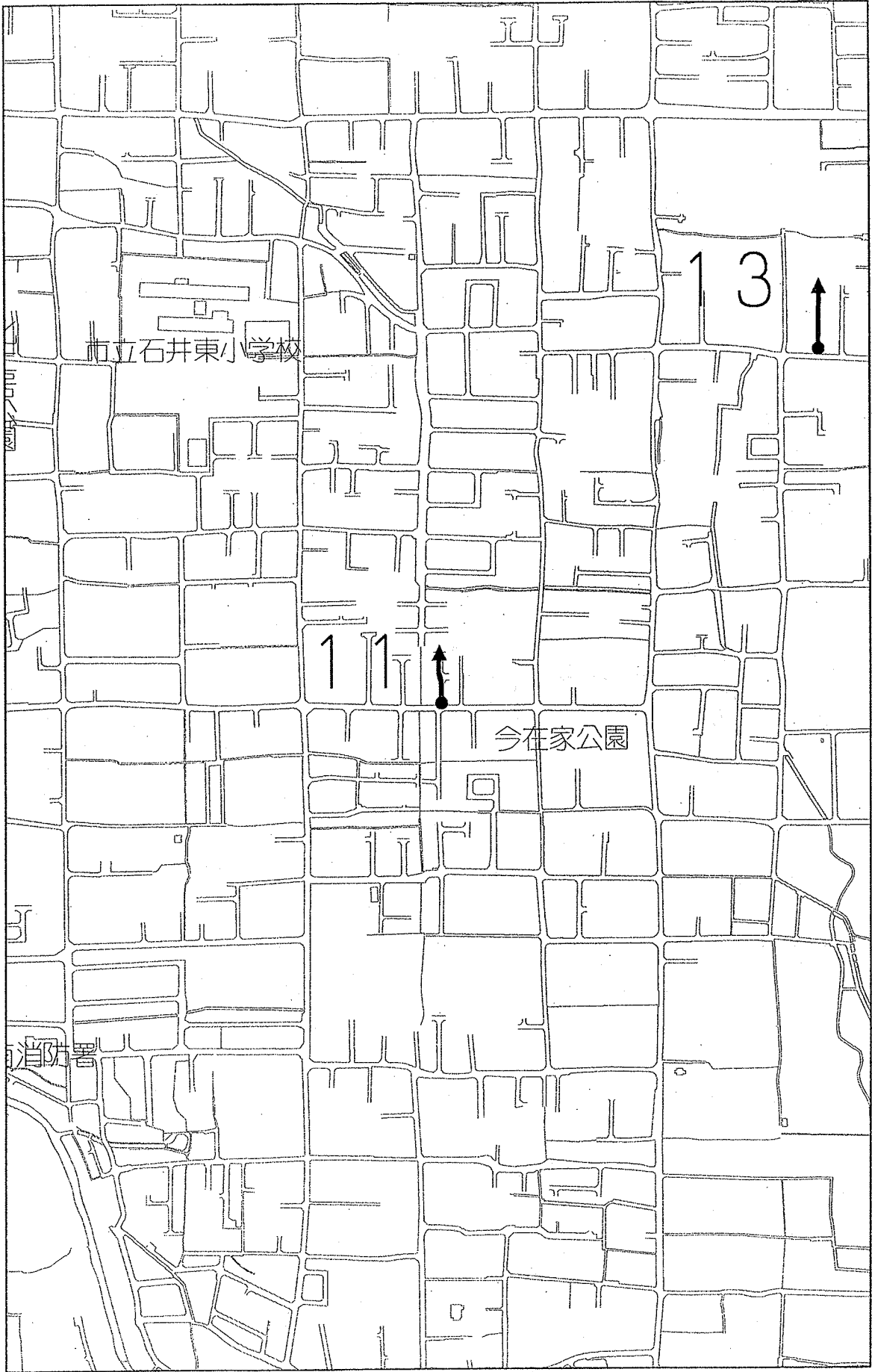


 起点  
 終点

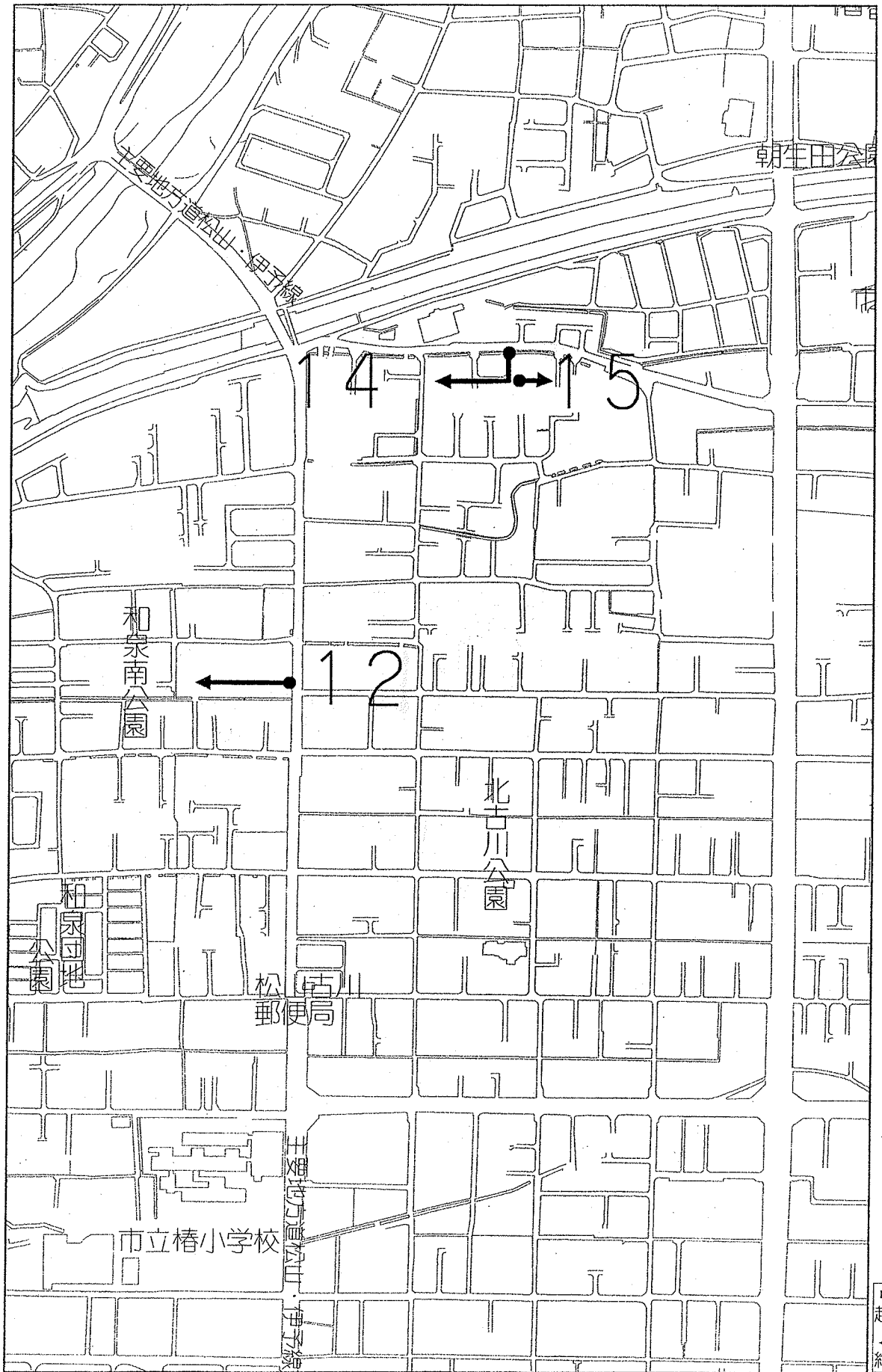


● 起点  
← 終点





● 起点  
 ← 終点





図面 番号	路線名	起 点	終 点	敷地の 幅員 m	延長 m
1	市 道 雄郡 196号線	松山市土居田町 163番3地先	松山市土居田町 163番1地先	4.3 ~9.1	74.5
2	市 道 雄郡 197号線	松山市竹原四丁目 308番1地先	松山市竹原四丁目 308番5地先	4.5 ~11.2	47.9
3	市 道 雄郡 198号線	松山市土居田町 278番3地先	松山市土居田町 278番7地先	5.3 ~9.7	67.7
4	市 道 素鷲 181号線	松山市中村一丁目 100番7地先	松山市中村一丁目 100番10地先	4.3 ~8.7	34.4
5	市 道 生石 280号線	松山市久保田町 99番5地先	松山市久保田町 99番9地先	4.3 ~8.6	67.0
6	市 道 垣生 190号線	松山市西垣生町 694番1地先	松山市西垣生町 695番5地先	4.3 ~9.2	53.8
7	市 道 垣生 191号線	松山市東垣生町 292番5地先	松山市東垣生町 293番1地先	4.3 ~8.4	45.6
8	市 道 久枝 269号線	松山市安城寺町 112番1地先	松山市安城寺町 112番7地先	5.3 ~9.8	51.0
9	市 道 久枝 270号線	松山市久万ノ台 918番12地先	松山市久万ノ台 924番6地先	4.8 ~9.8	143.8
10	市 道 久枝 271号線	松山市西長戸町 920番1地先	松山市西長戸町 920番6地先	4.8 ~9.7	53.1
11	市 道 石井 502号線	松山市今在家三丁目 405番1地先	松山市今在家三丁目 405番10地先	5.3 ~9.9	49.7
12	市 道 石井 503号線	松山市和泉南四丁目 397番1地先	松山市和泉南四丁目 398番地先	4.3 ~8.7	94.7
13	市 道 石井 504号線	松山市今在家一丁目 66番1地先	松山市今在家一丁目 66番7地先	4.3 ~9.6	74.4
14	市 道 石井 505号線	松山市和泉南一丁目 135番9地先	松山市和泉南一丁目 135番29地先	5.3 ~9.7	74.8
15	市 道 石井 506号線	松山市和泉南一丁目 135番9地先	松山市和泉南一丁目 135番19地先	4.3 ~6.4	25.3

